

長岡地域

長岡市・中之島町・越路町・三島町・山古志村・小国町

合併協議会だより 第8号

発行：長岡地域合併協議会 編集：長岡地域合併協議会事務局



第8回合併協議会開催 議員の特例の期間 約2年間に決定！

議案第38号

定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とする。
次のとおり承認されました。

協議事項

7月29日に、長岡市のホテルニューオータン長岡において、第8回長岡地域合併協議会（以下「協議会」という）を開催しました。協議事項では、議員の特例の取扱いで「定数特例（40人）を適用する期間」について協議し、長岡市議會議員の任期（平成19年4月30日）までの約2年間とすることが決定しました。

また、特別職の身分の取扱いについても決定し、今回で新市建設設計画を除く全ての協議項目が決定しました。次回の協議会で、新市建設設計画についての協議を行う予定です。

第8回長岡地域合併協議会の内容

報告事項

報告第21号：第6回新市建設設計画策定小委員会について

協議事項

議案第38号：議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議案第39号：特別職の身分の取扱いについて

7月26日に開催した小委員会で「第9章 財政計画」、「第10章 新市建設設計画の推進に向けて」が加わり、ようやく新市で実施していくべき建設設計画の全容が明らかになりました。

小委員会の意見交換では、第9章の財政計画については「さらに住民に分かりやすいものにしていく」、第10章中の「地域経営」という課題に対しては「地域経営に参画する人材をいかに育てるか」「真剣に地域のことを考えているけれども『表に出てこない多くの住民の声』をいかに引き出し、生きた声としてまちづくりに反映させていくか」等数多くの意見が出ました。

これまでさまざまな意見を交わしながら、自分たちが将来住むまちを住民の力でつくりあげるための計画を策定してきましたが、今後は、さらに県との協議を経て、8月下旬から9月上旬にかけて最終的なまとめを行う予定です。

豊口委員長が小委員会での審議の状況について次のように報告を行いました。

報告第21号
第6回新市建設設計画策定小委員会について

次頁からは、今までに決定した協議項目について、特集してお知らせします。

中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町の町村長、助役、収入役及び教育長は、合併の日の前日をもって失職するものとする。

補足

「地域審議会」については、当初の協議項目としていましたが、「長岡方式の地域自治」の中で「地域委員会」を設置することが決定していることから、同種の組織である「地域審議会」については協議項目から削除することになりました。

議案第39号
特別職の身分の取扱いについて
次のとおり承認されました。

「地域審議会」については、当初の協議項目としていましたが、「長岡方式の地域自治」の中で「地域委員会」を設置することが決定していることから、同種の組織である「地域審議会」については協議項目から削除することになりました。

特集

長岡地域合併協議会の第1回から第8回までに決定した「協議項目」をお知らせします。

地方税の取扱い

長岡市の制度に統一します。
特例措置及びその他の調整は次の表のとおりです。

1 法人市町村民税の法人税割 <現行> 長岡市、越路町、三島町 14.7% 中之島町、山古志村、小国町 12.3% 税率を14.7%に統一しますが、中之島町、山古志村及び小国町は平成19年度までは現行どおりとします。
2 固定資産税の納期 現在、市町村により異なっている納期を地方税法で定めている4月、7月、12月、2月とします。 第1期 4月 16日 ~ 30日 第2期 7月 16日 ~ 31日 第3期 12月 16日 ~ 25日 第4期 2月 16日 ~ 末日
3 中之島町の都市計画税 市街化区域内の土地・家屋の課税について、次のとおり段階的に税率を調整します。 17年度 0.03% 20年度 0.12% 18年度 0.06% 21年度 0.16% 19年度 0.09% 22年度 0.20% (統一)

一部事務組合の取扱い

一部事務組合」として調整方針を策定しています。

現在、各調整方針に沿って、一部事務組合やそれらの構成市町村と、協議を行っています。

使用料・手数料等の取扱い

- 施設使用料については、原則として現行どおりとします。
- 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一します。
- 手数料については、原則として合併時に統一します。

各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案して、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、基準を統一するなど調整を図ります。

慣行の取扱い

- 市章及び市旗
長岡市の制度に統一します。
- 市民憲章及び宣言
長岡市の制度に統一します。ただし現行の各町の憲章及び宣言は、地域の憲章及び宣言として継承し、新市の市民憲章については、合併後に検討します。
- 市の花および木
長岡市の制度に統一します。ただし現行の各町の花及び木は、地域の花及び木として継承していきます。
- 市の歌
長岡市は、現行どおりです。
- 中之島町は、「大字」の表記を削除します。
例 長岡市大口

町名・字名の取扱い

- 長岡市は、現行どおりです。
- 中之島町は、「大字」の表記を削除します。
例 長岡市大口

一般職の職員の身分の取扱い

編入される町村の一般職の職員は、長岡市の職員として引き継ぎます。

財産の取扱い

すべて長岡市が引き継ぎます。

特別職の身分の取扱い

編入される町村の特別職（町村長、助役、収入役、教育長）は、合併の日の前日をもって失職します。

組織機構及び支所の取扱い

現在の長岡市役所を本庁とし、町村役場を支所とします。

重複町名の調整によるもの

越路町は、「大字」の表記を削除します。
例 長岡市来迎寺

重複町名の調整によるもの

長岡市中之島高畑
長岡市中之島西野
長岡市中之島中条
長岡市中之島宮内

4 三島町は、「大字」の表記を削除します。 例 長岡市鳥越

重複町名の調整によるもの

長岡市越路中沢
長岡市三島新保
長岡市三島上条

5 山古志村は、「大字」の表記を削除し、「古志」をつけます。 例 長岡市古志種原 長岡市古志虫鳴

各種事務事業の取扱い

- 441項目の事務事業について調整済みです。
(3、4頁で住民生活に関わりの深い17項目を紹介)

地域自治の取扱い（長岡方式の地域自治）

支所と地域委員会（市の附属機関として設置）で構成します。

地域委員会では、建設計画の変更等の協議のほか、まちづくりや地域固有業務などについても検討することとしています。

支所（現在の町村役場）では、通常業務のほか、地域固有業務を担います。

地域委員会では、建設計画の変更等の協議のほか、まちづくりや地域固有業務などについても検討することとしています。

「地域ミコニティ事業補助金（仮称）」や「ふるさと創生基金（仮称）」を創設し、基金の使途は地域委員会で検討します。

協議会では、地域自治の骨格となる部分について協議しました。細部の調整は今後6市町村長による「地域自治研究会」で決定して行きます。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

編入される町村の区域に選挙区を設けるものとし、各選挙区における議会の議員の定数は次のとおりとなります。

(単位 人)

区分	平成12年国勢調査人口	定数
長岡市	193,414	33
中之島町	12,804	2
越路町	14,271	2
三島町	7,618	1
山古志村	2,222	1
小国町	7,389	1
合 計	237,718	40

旧町村ごとの定数 =
長岡市の定数 × (編入される町村の人口 / 長岡市の人口)
端数は四捨五入し、1未満は1となります。

定数の算出方法

- 5町村の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合します。
- 長岡市の委員の残任期間（平成17年7月19日）までは、選挙委員68人、選任委員8人の計76人。
- 平成17年7月20日以降は、選挙委員40人、選任委員10人以内の合計50人以内。

条例・規則等の取扱い

- 原則として、条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を適用します。

条例・規則等の取扱い

- 原則として、条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を適用します。

新市建設計画

- 新市建設計画策定小委員会で審議中です。

「各種事務事業の取扱い」について

協議の結果

各種事務事業の取扱いについては、事業数が多いため6回に分けて協議を行い、合計441項目の調整方針が了承されました。

おもな行政サービスの調整方針

特に住民生活に関わりの深い17項目の調整方針は、次のとおりです。

日常生活ごみの分別収集・・・合併後に統一

長岡市の制度に統一する。ただし、平成19年度までは現行どおりとする。

各市町村では、ごみ処理基本計画に基づくごみの分別収集を行っていますが、分別種類や収集回数などが異なっているため、分別収集方法が最も充実している長岡市の制度に統一します。

長岡市の制度に統一することにより、ごみの分別が全体として向上し、これまで以上にごみの減量化やリサイクルの推進につながります。

平成16年4月1日の状況	
長岡市	
家庭系ごみの収集種別	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物6品目(びん、缶、ペットボトル、新聞、雑誌・チラシ、段ボール)
平成16年10月からの変更点	資源物2品目(プラスチック容器包装材、枝葉・草)を追加し、粗大ごみは、コール収集に変更
事業系ごみの収集種別	可燃ごみ、不燃ごみ

コール収集...電話等で申込みを受けて、玄関先まで伺う戸別収集。大きくて重い粗大ごみを、ごみステーションに持ち運ぶ必要がなくなります。

なお、受益者負担のあり方や、消雪パイプの設置が不可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調整する。

雪対策

道路除雪の出動基準等・・・現行どおり

「積雪10cm以上」を一律の除雪出動基準とし、全市早朝除雪を基本とする。なお、日中・深夜除雪については、地域の実情に応じて実施する。また、除雪路線についても、現行どおりとする。

日中・深夜除雪の実施や出動頻度については、降雪量など地域の気象状況に差があることから、地域の実情に応じた取組みが効果的であり、現行どおりとします。

消雪パイプに係る施策

・・・当分の間現行どおり

消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に著しい相違があるため、当分の間現行どおりとする。

下水道使用料(農業集落排水事業を含む) ・・・合併後に統一

新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。

各市町村で料金体系が異なることから、新たに基準を創設します。

水道料金・・・合併後に統一

新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。

各市町村で料金体系が異なることから、新たに基準を創設します。

生活路線バス・・・現行どおり

現行どおりとする。

高齢者や学生等の交通手段の確保が必要であり、地域の実情にあった効率的な輸送体系を整理、再編する必要があります。そのため、合併後に新市での生活交通確保計画を策定します。

平成16年4月1日の状況	
長岡市	三島町
・長岡駅 - 長生橋 - ハイブ長岡 - 長岡大橋 - 長岡駅 ・田宮病院 - 長岡ニュータウン ・時計台公園 - 越後丘陵公園 ・関原三叉路 - 雪国植物園 他3路線	・長岡駅 - 蓮花寺 ・長岡駅 - 逆谷 - 蓮花寺
中之島町	山古志村
・上見附車庫 - 中通 - 末宝	・山古志村役場 - 東竹沢 - 山古志村役場 ・広瀬駅角 - 中野 ・太田入口 - 種芋原
越路町	小国町
・越路町役場 - 越路西小学校 - 長谷川邸 ・越路中学校 - 越路町役場 - 岩野 ・越路中学校 - 越路町役場 - 越路小学校 - 篠花	・小国町役場 - 小国町立診療所 - おぐに森林公园 - 上小国小学校 - 大貝 ・小国町役場 - 小国町立診療所 - 八王子 ・小国町役場 - 小国町立診療所 - 法末

遠距離通学児童・生徒の通学費助成 ・・・当分の間現行どおり

当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、合併後、5か年度程度は現行どおりとする。

各市町村で制度内容に差異があること、また過去の経緯等があることから、すぐに統一ができないため、当分の間現行どおりとして、時間をかけて調整します。

長岡市	三島町
通学タクシー運行委託、通学費補助、児童の冬期通学費補助	児童のバス定期券補助
中之島町	山古志村
生徒の通学費補助、児童のバス定期券支給 (ほかにスクールバス運行あり)	生徒のバス定期券支給 (ほかにスクールバス運行あり)
越路町	小国町
通学費補助、バス定期券支給 (ほかにスクールバス運行あり)	生徒のバス定期券支給、児童の通学バス運行委託 (ほかにスクールバス運行あり)

ガス料金・・・現行どおり

越路町のみが市町村単独経営でガス事業を行つてゐるため、現行どおりとなります。中之島町及び三島町は供給区域が異なり料金が統一できないため、別途検討する必要があります。

現行どおりとする。



各市町村で料金体系が異なることから、新たに基準を創設します。ただし、中之島町及び三島町は給水区域が異なり料金が統一できないため、別途検討する必要があります。





通院・入院とも6歳児（就学前）まで助成を行います。

越路町、山古志村、小国町の制度に統一する。
なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年8月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。

福祉・保健
乳幼児の医療費助成・・・合併時に統一

平成16年4月1日の状況	
国の基準による支給	長岡市
長岡市単独の支給	学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費など 通学費

長岡市の制度に統一する。
また、準要保護世帯の認定基準を「世帯の総所得が生活保護基準の1・3倍以内」に統一します。

長岡市の制度に統一する。

サービス水準の観点から、合併時に長岡市の制度（通学費も支給）に統一することとしました。

長岡市以外の5町村では、援助する経費に、従来の学用品費、通学用品費など国の基準によるものほかに、新たに通学費が加わることになります。

また、準要保護世帯の認定基準を「世帯の総所得が生活保護基準の1・3倍以内」に統一します。

・・・合併時に統一

⑩ 保育料（認可保育所保育料）
・・・合併後に統一

平均保育料の水準に統一する。ただし、合併後、2か年度において段階的に調整する。

なお、所得階層区分は平成17年度から統一する。

市町村の保育料に格差があることから、急激な変化が生じないように、経過措置を設けます。

⑪ 福祉タクシー・・・合併時に統一

長岡市の制度に統一する。

6市町村の最高水準である長岡市の制度に合わせ、対象者（在宅心身障害者のうち該当者）に500円券を年間30枚交付します。（病院に定期的に通院し、自動車税の免除を受けている場合は90枚を上限とします。）

⑫ 国民健康保険料（税）・・・合併後に統一

賦課方式は長岡市の制度に統一し、2年間不均一賦課を行った後、平成19年度からほぼ平均的（加重平均）保険料額の水準に統一する。

市町村により「料」または「税」の賦課となっていますが、社会保険料としての意味から「料」に統一します。また、保険料の賦課割合及び料率は、統一すべきものではありますが、格差が大きいため急激な保険料額の変更を避ける必要があることから、経過措置を設けます。

⑬ 介護保険料・・・合併後に統一

新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。

長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新制度を創設し統一する。

平成16年4月1日の状況	
貸付対象	長岡市
資金使途	市内で事業所または事務所を1年以上営業している中小企業者
融資限度額	運転資金、設備資金
融資利率	2,000万円
返済期間	年2.4%（信用保証付は年1.9%）
	運転資金6年以内（据置1年以内） 設備資金7年以内（据置1年以内）

中小企業者の健全な発展を図るための融資制度であり、長期で低利な運転資金及び設備資金の借入れが可能となります。

⑭ 中小企業振興資金（普通貸付）
・・・合併時に統一

長岡市の制度に統一する。

消防庁の基準等に統一するが、当分の間は現行のままでし、計画的に作業服等の更新を図る。

⑮ 診療所・・・現行どおり

現行どおりとする。なお、使用料・手数料は、小国町の制度を基に新基準を創設し統一する。

山古志村・・・山古志村立診療所・歯科診療所
小国町・・・小国町立診療所・歯科診療所

⑯ その他
⑪ 消防団・・・合併後に統一

消防団の組織は、現行のまま6個消防団とするが、意志統一、融合がはかられた段階で順次統合する。

消防団員の報酬年額及び出動費用弁償額は、長岡市消防団に統一する。ただし、経過措置を設け、段階的に調整して統一するものとする。

消防団員への支給品及び貸与品等は、

消防団の基準等に統一するが、当分の間は現行のままでし、計画的に作業服等の更新を図る。



協議会及び小委員会の議案等は、協議会ホームページまたは市役所・町村役場にある閲覧資料をご覧ください。
また、内容に不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。

次回の協議会についてのおしらせ

次回の協議会の開催日は未定です。
開催日が決定次第、ホームページなどでお知らせいたします。

長岡地域合併協議会事務局

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内
電話 39-2260・39-2227（直通）
FAX 39-2254
ホームページアドレス <http://www.nagaoka-gappei.jp>
Eメールアドレス office@nagaoka-gappei.jp